

**出張受付 2/5 (木) から**

**申告期間 2/16 (月) ~ 3/16 (月)**

申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。出張受付は2月5日(木)から始まりますので、場所や日時を確認の上、ご来場ください。

申告書は、昨年度市民税・県民税申告書を提出されたかたに1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、問い合わせください。申告会場は混雑が予想されますので、申告書の提出は郵送が便利です。同封の返信用封筒をご利用ください。

# 市民税・県民税の申告はお早めに!

## 申告の必要なかた

◆平成21年1月1日現在、市内に住所を有し平成20年1月1日から12月31日までに次の①～⑤の所得があり、税務署に確定申告をしないかた。  
①給与所得(アルバイト・パート賃金を含む)

②勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた

③給与所得以外に、家賃、配当、原稿料、年金などの所得があったかた(1社のみから給与の支払いを受けているかたで、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。)

④2社以上から給与を受けたかた

⑤医療費控除など各種控除を受けようとするかた

### ② 雑所得

公的年金などの収入があったかたで、社会保険料控除、扶養控除などの所得控除を受けようとするかた

### ③ 事業所得

営業・農業などの所得があったかた

### ④ 不動産所得

土地・家屋などの貸し付けによる所得があったかた

### ⑤ 配当・譲渡・一時所得

株式などに対する利益の配当、資産の譲渡から生ずる所得、生命保険

契約などに基づく一時金などがあつたかた

◆平成21年1月1日現在、川口市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷を市内に有するかた。

◆所得のない場合でも、国民健康保険、児童手当、老人医療費などの関係で申告が必要なかたや各種税証明を必要とするかた。

## 申告に必要なもの

・市民税・県民税申告書

・印鑑

・申告されるかた名義の預貯金口座番号

・収入がわかる書類(平成20年中の給与や年金の源泉徴収票など)

・生命保険料や地震保険料の控除証明書(領収書など)

・社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険料など)の支払いに関する証明書、領収書

・医療費の領収書

・経費などに関する領収書

・筆記用具、電卓

・そのほか申告に必要な書類

※原則として書類は返却できません。

控えが必要なかたは、事前にコピーをしてから持参ください。



## 受付日程

### ◎出張受付

受付会場	受付日	受付時間
芝市民ホール	5日(木)・6日(金)	9:00~11:00 13:00~15:00
戸塚公民館	10日(火)・12日(木)	
神根公民館	13日(金)	
安行公民館	24日(火)	
新郷公民館	25日(水)	

### ◎市役所受付

受付会場	受付日	受付時間
川口市民会館 1階会議室	2月16日(月)~3月16日(月) ※土・日曜日を除く	9:00~16:00
	2月22日(日)	

※各会場では、所得税の住宅借入金等特別控除の受け付けはできません。

税務署へ問い合わせください。

※各会場とも混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

※駐車場に限りがあります。車での来場はご遠慮ください。

※出張受付は、混雑により受付時間内でも受け付けを終了する場合があります。

各種控除も忘れずに申告を

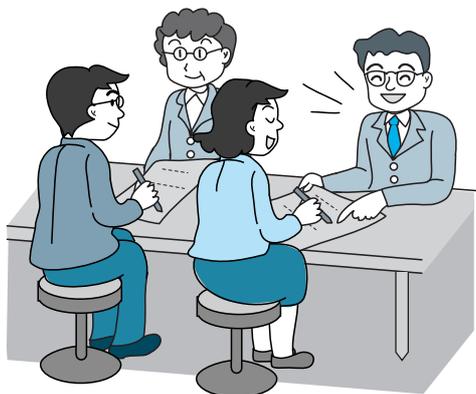
申告することで、税負担が軽減されます。

- ・扶養控除
- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・障害者控除
- ・寡婦(夫)控除
- ・勤労学生控除
- ・生命保険料控除
- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・寄附金控除(税額控除) など

※医療費控除の申告をする場合は、かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。

※領収書、証明書の提出がない場合は、控除の適用ができないことがあります。

※障害者控除を受ける場合は、障害者手帳か障害者控除対象者認定書を提示するか、または写しを提出してください。



平成21年  
10月から

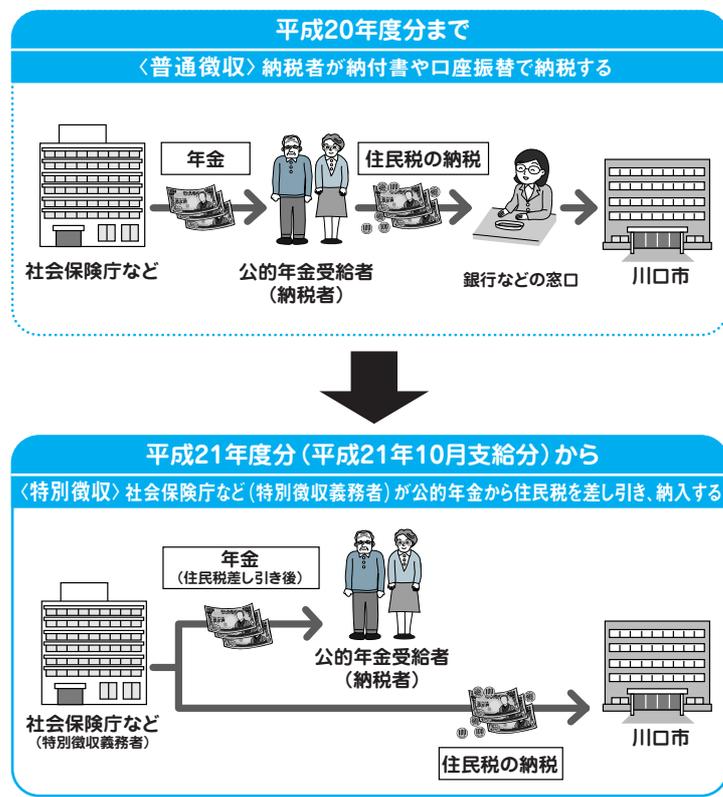
## 市民税・県民税が課税されている65歳以上のかたで 公的年金を受給しているかたの納税方法が変わります

現在、公的年金などに係る市民税・県民税(個人住民税)は、市から送付する納付書や口座振替で納税者のかたに納めていただく方法(普通徴収)をとっています。

地方税法の改正により、平成21年10月支給分の公的年金からは、原則として、社会保険庁などの公的年金を支給している者が住民税を差し引き、市に納入する方法(特別徴収)に変わります。

- 対象となるかた…個人住民税の納税義務者で、平成20年中に公的年金などの支払いを受けたかたのうち、平成21年4月1日時点で65歳以上のかた
- 対象となる年金…国民年金法に基づく老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金
- 対象とならない場合…①公的年金支給額の年額が18万円未満の場合②平成21年1月2日以降に川口市に転入した場合③公的年金から介護保険料が特別徴収されていない場合④公的年金などに係る特別徴収税額が老齢基礎年金などの額を超えている場合
- 徴収する税額…公的年金などに係る個人住民税の所得割額および均等割額
- 実施時期…平成21年10月支給分から

〈公的年金などに係る市民税・県民税の納税方法の変更イメージ〉



問い合わせ…市民税課

- 土・日曜日は開設しません。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します。
- 混雑状況により、早めに受け付けを終了する場合があります。
- 申告会場は大変混雑しますので、ぜひe-Taxをご利用ください。
- 確定申告の問い合わせ  
川口市税務署  
5141  
西川口税務署  
4061

場 所	受付日
キュポ・ラ 川口駅前市民ホール フレンジア	2月16日(月)～ 3月3日(火)
リア 展示ホール	3月4日(水)～ 16日(月)
受付時間…9:00～16:00	

確定申告書について  
確定申告書の作成・受け付けをキュポ・ラとリアで行います。なお、この期間は、税務署の庁舎に確定申告書作成会場はありません。

税務署からの  
お知らせ